

国際教養大学決算事務規程

平成16年4月1日
理事長決定
規程第90号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 月次決算（第4条－第7条）
- 第3章 期末決算（第8条－第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国際教養大会計規程に基づき、公立大学法人国際教養大学の決算における会計処理について、必要な事項を定めるものとする。

（決算の種類）

第2条 決算は、月次決算及び期末決算に区分する。

（決算期間）

第3条 決算期間は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 月次決算 毎月の初日から末日までとする。
- 二 期末決算 毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第2章 月次決算

（月次報告書の作成）

第4条 経理責任者は、月次試算表の作成後、速やかに次の各号に掲げる諸表を作成し、理事長に提出する。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 予算差引簿
- 四 契約一覧表

（伝票の締切）

第5条 前条の月次決算を行うため、経理事務担当者は、毎月伝票の締切を行い記帳及び整理を行ったうえで、翌月5日までに資料を経理責任者に送付する。

（月次決算の方法）

第6条 月次決算は、次の点に留意して行う。

- 一 勘定科目は国際教養大会計組織等規程第5条に規定する区分に基づき適切に整理する。
- 二 固定資産の取得及び除却は、発生した月に記帳する。
- 三 商品、製品、副産物、作業くず、半製品、原料、材料、仕掛品、消耗品、消耗工具、器具、備品その他の貯蔵品は、帳簿価格による。
- 四 経費については、経過項目の詳細な計算は行わない。但し、減価償却は月割見積額による。
- 五 各種明細表の合計が総勘定元帳の統制勘定と一致しているか確認する。
(月次試算表の作成)

第7条 経理責任者は、毎月翌月10日までに集計し、月次試算表を作成する。

第3章 期末決算

(収益の計上)

第8条 収益は漏れなく計上されているか調査を行う。

(支出の計上)

第9条 期末までに納入された物品購入、業務費用等は正しく計上されているか調査を行う。

(現金等)

第10条 現金及び有価証券は、実査して残高を確認するとともに、実査表を作成し、実査者及び立会者は押印する。

(預金等)

第11条 銀行預金残高、銀行借入金残高等は、銀行の残高証明書により残高を確認し、差異がある時は、調整表を作成し、必要があるときは修正を行う。

(資産計上)

第12条 固定資産にかかる支出のうち資本的支出として資産計上するもの及び修繕費として損金算入できるものとの区別を確認する。

2 1点50万円未満で消耗品費等として処理できるものが資産計上されていないか確認する。

(予算)

第13条 予算については、予算執行状況を検討して、予算残高の妥当性を確かめる。

(経過勘定項目)

第14条 前受収益、未収入金、前払費用、未払費用等の経過勘定項目は内容を調査するため、明細を作成する。

(たな棚卸資産)

第15条 製品、商品、原材料、仕掛品、貯蔵品等のたな卸資産は、実地たな卸を行い、

帳簿残高と照合し、差異があれば修正する。

2 たな卸差異は差異原因分析を行い、関係者に通知する。

(リース資産)

第16条 当期中におけるリース契約の開始、解除及び終了にともなうリース資産の増減が正しく処理されているか決議書と照合する。

2 リース資産使用責任者から現物調査報告書を求め、これと照合する。

(外貨建資産負債)

第17条 外国通貨、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券については、決算時において、原則として決算時の為替相場による円換算額を付する。

(有価証券)

第18条 有価証券については、保有目的による分類に従って評価をする。

(固定資産)

第19条 固定資産の財源別増加額を確かめる。

2 当期中における固定資産の取得、廃棄、売却等の増減が正しく処理されているか決議書と照合する。

3 固定資産の管理責任者から現物調査報告書を求め、これと照合する。

4 固定資産について設定されている火災保険等を明確にするため、付保状況明細表を作成する。

(減価償却費の計算)

第20条 減価償却費は、償却対象資産の期中増減に注意して計算する。

2 月次決算での計上額は本決算で修正する。

(資産見返負債)

第21条 資産見返負債については、収益額の計算を行い、収益へ振り替える。

(運営費交付金債務及び授業料債務)

第22条 運営費交付金債務及び授業料負債については、収益額の計算を行い、収益へ振り替える。

(寄附金債務)

第23条 寄附金債務については、収益額の計算を行い、収益へ振り替える。

(受託研究)

第24条 受託研究については、プロジェクトごとの減価償却費を把握して収益額の計算を行ない収益へ振り替える。

(仮払金及び仮受金)

第25条 仮払金、仮受金などの未決算勘定については、十分な調査を行い、相当科目への振替を速やかに行う。

(未収金)

第26条 総勘定元帳の未収金残高とその他債権債務に関する補助簿の合計金額が一致することを確認する。

2 疑義のある口座については、収益計上に関する資料を点検するとともに、回収状況を調べる等により回収可能性を調査する。

(預り金)

第27条 預り金については、内訳明細表を作成して内容検討するとともに、内容不明のまま長期滞留しているものはないか又は支払期日が経過しているものはないか等に留意する。

2 役員、従業員からの預り金その他の預り金はそれぞれ区分する。

(消費税等)

第28条 消費税等は確定申告による要納付税額又は還付額を算定して未払消費税等又は未収消費税等として計上する。

(財務諸表及び決算報告書)

第29条 財務諸表及び決算報告書は次の各号に掲げる書類とする。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 利益の処分または損失の処理に関する書類
- 四 キャッシュ・フロー計算書
- 五 地方独立行政法人業務実施コスト計算書
- 六 附属明細書
- 七 事業報告書
- 八 決算報告

2 前項の書類は、年度の末日の翌日から起算して60日以内に作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。